学校いじめ防止基本方針

市貝町立市貝中学校

1　基本的な考え方

ア　文部科学省や県教育委員会、その他関係機関の通知や資料などを熟読し、いじめの定義や態様について共通理解・認識を図るとともに、いじめ問題の対応に十分生かしていく。

イ　校内におけるいじめ問題に取り組む体制を常に整備し、より機能するようにする。

ウ　生徒一人一人の個性や生活、環境、人間関係等を把握し、問題の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

エ　日常の教育活動において、生徒、保護者、教師相互が円滑に意志の疎通が図れるよう、温かい人間関係づくりに努める。

オ 生命尊重と人権尊重の精神の涵養は、全ての教育活動の基本理念として徹底する。

2　生徒の実態

ア　２７年度の「いじめアンケート」の結果から見ると、集団あるいは個人による「言葉によるからかい」、「仲間はずれ」や「いやがらせ」などの「いじめ」は発生している。その中には、アンケートからは見えない「いじめ」も含まれており、教育相談や保護者の情報、生徒同士の訴え等から発見されたものも含まれている。

イ　学級や部活動などの集団において、強者と弱者の関係が見られる。「からかい」が「いじめ」に発展するケースが見られる。

ウ　相手が嫌がる言動や態度等の自覚が薄く、判断力に欠ける面も見られる。

3　目指す生徒像

人権感覚を身に付け、「いじめ」をしないだけでなく、見逃さない強い心を持つ生徒。

4　未然防止に向けた取り組み

ア　学業指導の充実・・・「学びに向かう集団作り」

①いじめ問題を自分のこととして考え、主体的に活動できる集団作りに努める。

②道徳・特別活動、学校行事等の体験活動を通して、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。

イ　実態把握の充実

①奇数月（年５回）に「いじめや悩み」に関する調査を実施。結果を全職員が共有。

②年２回のＱ－Ｕの実施。

③「あゆみ」を通して、生徒個々の悩みの把握。

④教育相談での（定期：９月、他は随時）実態把握。

⑤スクールカウンセラー、養護教諭との連携。

⑥家庭訪問、保護者会、二者懇談、三者懇談での情報収集。

⑦小・中学校間での適切な引き継ぎ。（配慮を要する生徒への共通理解）

ウ　校内体制の整備と確立

①「報告・連絡・相談」の徹底。

（特に養護教諭・スクールカウンセラー・学習センター・適応指導教室担当との連携）

②週１回の学年主任会・生徒指導部会を時間割に位置づけ、各学年間の悩みを持つ生徒の情報交換やいじめの早期発見、予防体制を整える。

③日常の教育活動を通じ、教師同士、教師と生徒、生徒間の心の通い合う人間関係を

醸成し、また、生徒間の生活実態のきめ細かい把握に努める。
④生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
⑤いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確にかつ迅速に対応する。
⑥スクールカウンセラーとの積極的連携を図る。
⑦教育相談の実施に当たっては、必要に応じて関係機関との連携を図る。
⑧関係機関などの、学校以外の相談窓口について、生徒や保護者に対して周知や啓発を図る。

エ　教職員研修の充実
①指導の一貫性、共有化を図るために『「いじめ」の理解と対応』H24.12 栃木県教育委員会版等の熟読、輪読及び「いじめ問題に関わる事例研究会」の開催。（現職教育等）
②教職員評価制度や学校評価、「週案」などを活用し、教師としての指導のあり方を常に認識する。
③教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
④常に危機感をもち、「いじめの点検表」（『「いじめ」の理解と対応』H24.12 栃木県教育委員会版 p48 ～ 51）を定期的に活用し、指導の改善、充実を図る。

オ　生徒主体の「いじめ防止活動」の推進
①生徒会が主体となり「いじめ防止に関する委員会活動」を奨励し、生徒全体のいじめに関する関心を高める。
②「いじめゼロ宣言」など、主体的・自発的活動に発展するような活動を推進する。
③町内の小・中学校の生徒会、児童会が中心となり、中学校も含めた異年齢集団の交流等を企画する。

カ　生徒の「自尊感情」「自己有用感」「集団への帰属意識」を高める工夫
①思春期教室や社会体験学習等の体験学習を充実させ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的推進に努める。
②学級集団の一員として、個人の学級内での役割（一人一役等）を明確にし、認め、励ますことを日常の生活の中で意図的に行う。また、体育祭や文化祭などの学校行事に学級集団として取り組む姿勢を共有させるようにする。
③全ての教育活動の中で、生徒の良い変容や、活躍、褒めたことなどを共有する。
・・・学年会、生徒指導部会等で共有、学校・学年便り等での活用・・・

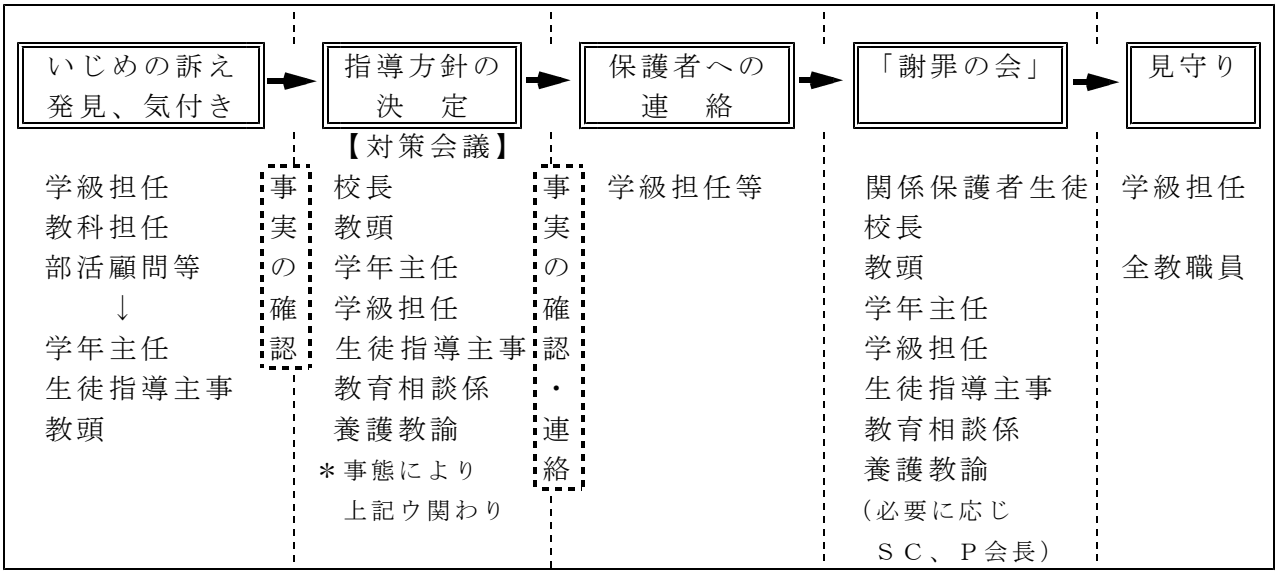
キ　地域や関係機関との連携
①家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学年だより、学校だより、道徳通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を築くとともに、共通理解を図る。
②学校評議員会等での情報交換や、教育委員会と連携した町民への啓発。
③家庭や地域社会との積極的な交流の推進。（学校・学年行事での協力等）

5　いじめ防止等の対策のための組織
本校において、いじめの早期発見、早期対応のため、「いじめ問題対策委員会」を校内に設置する。

ア　協議事項・・・いじめに関する生徒の悩みや問題行動等についての情報の共有と対応策の協議。
イ　構成委員・・・校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、教育相談係、養護教諭、該当生徒の担任、（スクールカウンセラー）
ウ　保護者や地域の人々の協力が必要な「重大な事態」の場合には、ＰＴＡの役員や地域の代表も加えて協議する。（ＰＴＡ会長、学校評議員、茂木警察署、市塙・赤羽・小貝駐在所員）

＊留意事項：重大な事態に関わる調査や協議には、学校関係者や保護者の代表だけでなく、利害関係のない「第三者」の参加により、調査や協議の公平性・中立性を確保する。

＊組織的対応の流れ　（７、イに詳細）



6　いじめ問題の早期発見

いじめ問題の解決には早期発見、早期対応が最大のポイントである。教職員は生徒の毎日の様子を観察し、子どもが発する「小さなサイン」（表情、言葉、しぐさ、行動）を見逃さないよう次のことを心がけるようにする。

ア　子どもの声に耳を傾ける。（「あゆみ」、アンケート調査、個人面談等）

イ　子どもの行動を注視する。（「いじめのサイン」の確認と共有化：『「いじめ」の理解と対応』H24.12 栃木県教育委員会版Ｐ 9 ～ 11）

ウ　保護者と情報を共有する。（「あゆみ」、電話連絡・家庭訪問、ＰＴＡの会合等）

エ　地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

7　いじめ問題の早期解消

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づいて早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。（市貝町共通いじめ対応マニュアル参照）

ア　学校の基本方針

①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
　＊いじめられている生徒の心情を十分理解し、全面的に味方になり支援していくことを明確に伝え、安心感をもたせるとともに、本人の訴えを真剣に、共感的にあたたかく受け止める。

②学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

③校長は、いじめについての正確な事実を確認し、教育委員会にその事実を報告するとともに、今後の対応策についての相談をする。また、必要な場合は支援をお願いする。

④校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

⑤いじめの加害者にあたる生徒には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。必要に応じて、懲戒、別室での学習、出席停止等の措置をとる場合もある。

⑥法を犯す行為等に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

⑦いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行うとともに、当該生徒への観察、支援を怠らないようにする。

⑧必要に応じて、芳賀教育事務所内の「いじめ・不登校対策チーム」の支援を要請する。

イ　対応の基本的な流れ

①被害生徒からの相談ないし、いじめ現場を発見、またはいじめを確認した場合、生徒指導主事及び該当する学年主任に連絡をする。

②生徒指導主事が連携の中心となって、担任等の関係職員に連絡するとともに、管理職に報告し、被害生徒への対応を始める。

③報告を受けた校長は、いじめの事実について教育委員会に報告をする。（第一報）

④相談を受けた教員、または、発見、確認した教員を中心に、被害生徒に確認をとりながらいじめの実態を把握する。聞き取り調査の場合、必ず複数の教員で対応する。

⑤担任から被害生徒の家庭への連絡を行う。

⑥被害生徒に許可を取りながら、加害生徒・関係生徒への指導を速やかに開始する。

⑦スクールカウンセラーや養護教諭から助言を得るとともに、被害生徒、加害生徒及び保護者へのカウンセリングを行う。必要に応じて関係生徒へも同様に対処する。

⑧ケースに応じて、芳賀教育事務所内の「いじめ・不登校対策チーム」による対応を要請する。

8　点検・評価

いじめ防止に関する取り組みの状況に関して、点検・評価し、より実効性のある対策づくりに努める。

ア　『「いじめ」の理解と対応』H24.12 栃木県教育委員会版 P 48,49 の「学校用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、学校としての対応を評価する。

イ　『「いじめ」の理解と対応』H24.12 栃木県教育委員会版 P 50,51 の「教職員用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、教職員一人一人のいじめに関する対応を評価する。

ウ　学校評価や「よりよい学校づくりのためのアンケート」なども参考にし、対応や指導の改善を図る。